一配当情報商品利用規約一

この利用規約は、別に定める「株式会社メディアエステート・サービス利用規約」の「商品利用規約」のひとつとして 定めるものです。

第1条(定義)

この利用規約上で使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「配当情報」は配当要求終期の公告をもとに、当社が制作し、提供する情報誌をさします。
- (2) 「本商品」は配当情報をさします。

第2条 (使用許諾)

「配当情報商品利用規約」および「株式会社メディアエステート・サービス利用規約」に記載の条項に同意のもと、契約いただいた利用者に限り、本商品を当社により認められた適法な範囲においてのみ使用することができます。

第3条(本商品について)

本商品に掲載される差押物件については、実際の物件の現況と異なる場合があります。

- 二 本商品に掲載される差押物件の買受けを希望する場合は、かならず利用者本人が競売ファイルの記載事項を確認し、 物件調査を行うものとします。
- 三 本商品に掲載される差押物件の一部または全部について、申立の取下、取消、延期などがなされる場合があります。 四 市町村合併または市名変更もしくは町名変更等により、本商品に掲載している所在と実際の差押物件の所在が一致しない場合あります。
- 五 情報誌編集システム上使用できない文字については、類似の文字を使用している場合があります。
- 六 名古屋地方裁判所本庁、京都地方裁判所本庁、大阪地方裁判所本庁、大阪地方裁判所堺支部、奈良地方裁判所本庁の 各情報誌について、「登記簿謄本の概略」を掲載しています。

七 前項の「登記簿謄本の概略」は、競売物件が差し押さえられた時点の登記情報を掲載するものです。その後、登記事項が変更されている場合があります。また、登記手続中などの理由により、当社において登記情報を取得できない場合は、本商品に「登記簿謄本の概略」を掲載できません。

第4条(登記簿謄本収録CDについて)

前条六項の「登記簿謄本の概略」を掲載する裁判所に限り、附属資料として「登記簿謄本収録CD」(以下「本CD」といいます。)を提供します。

- 二本CDは本商品に掲載する不動産登記情報のPDFファイルを、ディスクにまとめたものをさします。
- 三本CDは情報誌編集システム上使用できない文字、および、ブラウザで表示できない文字については、類似の文字を使用している場合があります。

第5条(本商品にかかわる損害の免責)

当社は、本商品の利用に関して、次の各号について、一切の責任を負いません。

- (1) 掲載内容をもとに競売物件を入札または売買したことにより利用者が被った損害または損失
- (2) 掲載内容の誤りまたは掲載しなかったことにより利用者が被った損害または損失
- (3) 掲載内容と実際の物件状況が異なることにより利用者が被った損失
- 二 前項の規定は、当社に故意または重過失がある場合には適用しません。

第6条(商品の変更について)

本商品の仕様や掲載内容は予告なく変更する場合があります。

第7条(契約期間について)

本商品は、年間または半年間の定期購読です。契約期間はそれぞれ、年間購読は契約後最初にお届けする号の発行日を含む月の1日を始期として12か月間、半年購読は契約後最初にお届けする号の発行日を含む月の1日を始期として6か月間とします。

第8条(商品の発行日)

当社が定める発行日に本商品を発行します。

- 二 発行回数は原則、月1回以上とします。
- 三 前項一および二に定める発行日および発行回数は、配当要求終期の公告の実施状況や差押事件数の増減により変更する場合があります。

第9条(商品の発送について)

本商品は、発行日が契約期間に含まれる号について、原則、発行日に発送します。

- 二 当社は日本郵便(ゆうメール)またはヤマト運輸(クロネコゆうパケット)で発送します。商品はポストにお届けします。(クロネコゆうパケットは、ヤマト運輸が荷物を預かり、日本郵便に差し出し、日本郵便の配送網を活用して荷物をお届けするサービスです。)
- 三 商品発送状況は当社ウェブサイトで掲載します。
- 四 お届け先は、一部離島を除く全国とし、海外への配送は行っていません。

第10条 (お届け日数)

お届け日数は運送会社の規定に準じます。

- 二 発送日より7日以上経過しても商品が届かない場合は、当社まで早めにお問い合わせください。出荷後の配送状況について、配送業者へ照会するなどの対応をとります。商品配送後、相当期間が経過したのちの不着を理由とした再送のご希望についてはお応えできません。
- 三 年末年始、ゴールデンウィーク、お盆などの繁忙日、または自然災害などにより、お届けに時間がかかる場合があります。

第11条 (更新手続)

本商品契約期間終了月の約30日前に、前契約と同一の条件で請求書を発行します。本商品契約期間終了日までに購読料金または利用料金(以下「代金」といいます。)をお支払いください。

- 二 更新後の契約期間もしくは購読裁判所の変更、または、オプション商品の追加を希望する場合は、本商品契約期間終了日までに当社まで申し出てください。契約内容を変更して請求書を発行します。
- 三 当社における代金の入金確認後から、利用者は更新後の本サービスを利用できるものとします。ただし、サービスの利用に ID およびパスワードを必要とするサービスについては、ID およびパスワードを利用者に発行した時点でサービスを利用できるものとします。

第12条(満了手続)

本商品契約期間終了までに、当社まで電話(06-6453-7908)で更新を希望しない旨を申し出てください。

- 二 利用者より本商品契約期間終了日までに更新を希望しない旨の電話がない場合、当社において前条に定める手続をとるものとします。
- 三 前条による手続により当社においての代金の入金が確認できないときは、契約期間終了日をもって契約満了となります。

第13条(オプション商品)

オプション商品として配当要求終期の公告に添付された物件目録の写しを、当社ウェブサイトから PDF ファイルで提供します。(大阪地方裁判所本庁のみ提供)

詳しくは「データニュース商品利用規約」をご覧ください。